

第十四編 俸給生活者

問題

概説

本編に於て取扱はんとする俸給生活者とは、俸給に依つて衣食せるもの、即ち官吏、學校教員、會社員等を含む所謂新中等階級の謂である(十年版年鑑三二七頁参照)今簡単に大正十年度に於ける俸給生活者状態を論ずるならば、先づ本年は昨年来の財界不況の影響を受けて會社員にも官吏にも近年にない失職者を出したるにも拘らず、而して労働者階級が足尾、神戸の大半議を筆頭に頻々たる活躍を爲し我國労働運動史上特筆するに足る事件が踵を接して生じたのにも拘らず、教育者の運動を除いては殆んど記するに足るやうな事件が起らなかつたことは、俸給生活者が所謂中間階級たる所以の——弱點を語つて居るのであらう。其の癡失職は官界實業界を通じて夥しく、二月より三月に涉りて青島の官吏四百餘名、鐵道省が四月に約五千名、臺灣鐵道

の二千名を筆頭に東京市、三井、久原を初め其他の實業會社が馘首した數は恐らく萬を以て數ふる程であらう、而して實業會社の或ものゝ如きは支店詰を本店勤務に轉じ、しかも出社に及ばずの辭令を交付して自意的に處決せしめるが如き新馘首方法を採つたものがある、兎に角斯く萬を以て數ふべき程の失職者を出し夥しく生活を脅されながらしかも之れと云ふ眼ぼしい自主的運動も起らなかつた。

然し乍ら轉じて教育方面を一瞥すれば、去歲の増俸に次で各府縣競つて優良教員を得るために教育者優遇策を講じつゝあるためか、増俸運動其他經濟運動の性質を帶ぶるものは殆んど表面に現はれて來なかつたが、教育者の地位を向上せしむべく政治的、思想的運動として教育者運動が現れて來、又舊來の半官的な地方教育會から離れて、より自主的な自由な教育者團體を組織せんとする傾向が頗る増大して來たことは本年の俸給生活者問題に於て特筆大書さるべきものであらう。然し官憲の氣息を怖れ、又實際疑ふ餘地のない程地方官憲の壓迫が加はつた爲め生れ出たものゝ多くは極めて微温的な黄色的な團體となり終つて居ることとは争はれない。而して此種教育者運動が労働運動の初期に於ける如く相互救済の運動として發達して行くのではないかと思はれるのである。但し東京に本部を置く教育擁護同盟、日本教育者協會は之等のものと多小色彩を異にし、前者は、より多く政治的であり、後者は殆んど階級意識の加味されてないと思つても差問ない程漠然とした所謂文化運動であり、啓蒙運動の域を脱して居ない。更に注意に値する教育者運動の一つは曩に東京府一圓の私立中等學校教員を結合した向上會が本年に入り其範圍を擴大して全國的のものとなし全國の私立中等學校教員を網羅する團體を作らうと運動を起したことである。未だ本年中には成立するに至らなかつたが、成立された曉には沈滞した教育界に何等か新しい氣運を齎す一動因になるであらう。教育者問題として最後に特記しなければならぬことは本年第四

十四議會閉會後政府が教育行政整理のため設立した臨時教育行政調査會が三學級二教員制を案出したことである。此案の發表せらるゝや教育者の殆んど大半は反對し、各地に教育者の會合が開かれて反對決議をなす等、種々の示威運動をなしたが、十二月十六日の臨時教育行政調査會特別委員會は之れを假決議した儘越年することとなつたが大正十一年は之れを中心にして兎に角波瀾を起す事であらう。

次に警察官に就て見れば運動らしい運動は依然として起らず、却つて勞働爭議に際して人權蹂躪の非難を招き續職問題を惹起して世人の矚目を買ふ等の醜狀を暴露した。只昨年來設立された警察官共済組合は相當の成績を挙げ警察官をして幾分生活の不安を緩和せしめたやうであるが其れは便宜上福利増進施設を取扱ふ篇に譲つて本篇には取扱はないことにした。

最後に俸給生活者の収入状態を瞥見するに、一般官吏、教員等を除いては前にも一言した如く頻々たる減首沙汰を以つて脅か

される程であつた、従つて俸給等にも大に影響を及ぼし、會社員にて從來手當の名目にて月々月俸の何割かを給與せられて居たのを廢止されたものが一三會社に止まらないであらう。其れは引いて大學、専門學校、其他の學校卒業生の就職に影響を及ぼし卒業期に於て就職の決定したものは何れの學校に於ても全卒業生の約三分の一に止まつたらしく、帝國大學卒業生など昨年までは實業會社を志望する求職者が多くを占むる傾向があつたのに本年は官廳志望者が激増するに至つた。年末に近づき議會季となるに及んで恩給生活者が恩給増額運動を起したのは近年來の年中行事の一となつた。

第一 教員

(イ) 小學教員

小學教員志望増加の傾向

財界の不況は小學校教員問題にも其影響を及した、數年來小學校教員志望者が激減したばかりでなく、在任小學校教員の實業界へ轉職するもの續出し小學校教員不足の聲大に

高まり當局者をして其善後策に苦しましめたが昨夏財界の不況と同時に實業界に失職問題頻々と起るや小學校教員志願者は増加し有資格者は其れに緣故をたぎつて就職する等忽ちにして小學校教員不足の聲は鳴を靜めてしまつた。従つて數年來入學志望者尠くために小學校教員の素質粗惡になり行く虞ありとして當局者を憂はしめた師範學校入學志願者も今年は極めて多く、三月に行はれた全國各府縣師範學校の入學試験には尠くも倍、多きは數倍の應募者があつた。之れには勿論財界不況其他多くの原因があるだらうけれども各府縣に於ける小學校教員優遇が大に其因をなして居る事は争はれない。各地新聞等に現れた師範學校卒業生初任給を見るに少くも男四十圓女三十五圓、多きは男五十圓、女四十五圓と云ふ状態で、之れを見ても小學校教員が二三年前に比し如何に優遇せらるゝに至つたかと云ふ事が推測せられるであらう。

小學校教員數

(第四十帝國統計年鑑所載)

大正七年度末(大正八年三月末)現在全國 從事する者二萬一千二百四十五人である。男六割九分一厘、女三割八厘である。今最
 小學校教員数は十七萬二千九百七十九人に 資格別に見れば本科正教員七割二分八厘、 近十年間に於ける小學校教員の増加を見る
 して、内尋常小學校の教育に従事する者十 専科正教員四分八厘、准教員九分二厘、代 与の如くである。
 五萬一千七百卅四人、高等小學校の教育に 用教員一割三分二厘にて、又性別に見れば

明治四十一年度 大正二年度 同 七年度

合 計	本科正教員		専科正教員		准教員		代用教員	
	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等	尋常	高等
計	三、八七〇	一〇、六八八	二、八〇四	二、四〇六	二、七九〇	四、七四四	二、七〇三	二、八四九
女	一、七四五	一、七四三	一、〇三六	一、〇六四	一、一五五	二、〇三三	一、二八四	一、二八四
計	二、一〇〇	一、九四三	一、七六〇	一、三四二	一、六三五	二、七〇三	一、五二一	一、五六四
女	一、〇三六	一、〇六四	一、〇三六	一、〇六四	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六

附記 女は女教員數

全國小學校教員平均俸給

文部省普通學務局に於て調査したる處によると市町村立小學校教員俸給平均額は次の如くである。

俸給生活者問題

先づ平均額累年比較を見るに

年度	本科正教員	専科正教員	准教員	代用教員	總平均
大正五年度	二、〇五九	三、〇六九	二、八六三	九、五四四	一、八三〇
大正六年度	二、〇六五	一、四〇八	二、二九九	一、〇〇九	一、八八五
大正七年度	二、〇九八	一、八二五	一、五八三	二、六三三	二、三九一
大正八年度	三、〇三三	三、七九五	二、〇七三	一、六六三	三、二四一
大正九年度	三、八三〇	三、九三〇	三、八二〇	二、九九〇	四、八七〇

備考 一、*印を附したるは代用教員を含まざる平均額
 二、七年度までは年度末現在に依り何れも臨時手當を含まず
 三、八、九年度分は七月一日現在にして八年度は當時の臨時手當二割五分乃至二割八分、九年度は七割三分乃至七割五分を加算す

にして更に大正九年七月一日現在により府縣別に之れを見る時は左の如くである。

道府縣	本科正教員	専科正教員	准教員	代用教員	總平均
北海道	五、〇六一	四、〇二一	三、三二六	三、五三三	四、七五八
北海道	三、七〇〇	三、三三三	三、〇二一	三、〇六六	三、六八八
京都府	六、二九六	四、〇五五	三、七〇七	三、四〇六	五、八三三
大阪府	六、〇三三	六、六三三	三、九〇七	四、〇三二	六、〇三三
神奈川県	六、〇三三	四、八三三	三、六三三	三、〇三三	五、三三三
兵庫	六、〇三三	三、六三三	三、〇三三	三、〇三三	四、〇三三

和歌山	山口	山根	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎
三三・七五	二八・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三

徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖繩	總計
四六・三三	四七・五八	四八・五八	四九・三三	五〇・三三	五一・三三	五二・三三	五三・三三	五四・三三	五五・三三	五六・三三	計

奈良縣小學校教員俸給額 (大正九年度末調)

奈良縣下小學校教員現在の俸給平均額は五十一圓九十八錢三厘にて大正七年十一月始めて本俸の一割乃至二割を増加し大正八年六月更に五割の手當を支給し十一月之を七割に改め十二月義務額を市は卅一圓町村は廿七圓とし更に九年九月手當を本俸に引直し義務支出額を市は五十三圓町村は四十六圓に改めたもので郡市の俸給額左の如くである。

郡市	本科(正)	専科(正)	准	代用	平均
磯城	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二
山邊	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二
生駒	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二
添上	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二	三三・八二

宇陀	五・三六	三・七〇	四〇・八〇	三・五五	五・八二
高市	五・六一	三・四〇	四一・〇八	二・三五	五・〇三
北葛	五・三七	四・〇六	四一・七五	三・八三	五・三三
南葛	五・五〇	四・三六	四一・六〇	二・八一	四・七三
宇智	五・四八	三・四六	三九・六六	三・六五	四・八三
吉野	五・五五	四・八〇	四三・二八	三・六〇	五・八八
奈良	六・七三	三・〇〇	三〇・六〇	三・〇〇	五・二七
平均	五・三九	三・三二	四〇・二二	三・七六	五・九三

島根縣小學校教員平均俸給額

大正十年二月末現在島根縣各郡市小學校本科正教員の平均俸給は左の如くで俸給令改正に伴ひ平均一割位の増加になつて居

郡市人員	男平均	女平均	郡市人員	男平均	女平均
松江	五・六〇	四・九一	安濃	五・六〇	四・九五
八東	五・六六	四・八六	通摩	五・二〇	四・三六
能義	五・〇〇	四・六三	邑智	五・三二	四・〇〇
仁多	五・三三	四・六六	那賀	五・五五	四・三五
大原	六・九四	五・〇四	美濃	五・六六	四・七〇
飯石	六・九〇	四・三〇	鹿足	五・九〇	四・七一
簸川	六・六四	四・五一	隱岐	五・七一	四・〇〇

尚尋常科正教員は松江市の五十九圓卅三錢を筆頭に簸川郡の五十二圓四十七錢、八東郡五十一圓五十錢の順序で邑智郡の十四圓五十錢が最低である。

大阪市内小學校教員の俸給と教授時間

大阪市に於ける十一月末現在の小學校數は百十三校で教員數は本科正教員二千五百八十三人、専科正教員二百卅四人、准教員三人、合計二千八百廿名である。

以上九名である。専科正教員俸給率は五年未満卅圓以下三人、五十圓以上六十圓未満十八人、六十圓以上七十圓未満卅一人、勤続三十年以上で百卅圓以上百四十圓未満一人、百四十圓以上百五十圓未満二人である。准教員では十年勤続廿年同、廿五年同各一名にて俸給は五十圓以上六十圓未満である。

次に教授時間に就て見るに、教授受持なきもの男九十一、女十一、計百二、▲毎週一時間三、二

俸給に就て見るに本科正教員俸給率は▲勤続五年未満のもの卅五圓以上四十圓未満一名、四十圓以上五十圓未満四十九人▲五年以上のもの六十圓未満二百八十一人、六十圓以上七十圓未満二百九十五人で多數を占め百五十圓以上百六十圓未満になる者五名、最高の百八十圓以上は僅に三名である。勤務年限の長い方では卅五年

の男九十一、女十一、計百二、▲毎週一時間三、二時間十二、四時間十三、五時間三、六時間十九、廿一時間二百二十三(男百二十四、女九十九)廿二時間百四十二(男百五、女三十七)廿三時間三百七十一(男二百五十四、女百十七)二十四時間三百四十(男二百五十九、女八十一)二十五時間五百九(男三百七十三、女百三十六)廿六時間三百十

京都府下小學校教員の概況

京都府下各郡當局の最近調査した處によると同府下の小學校教員の生活状態は大體次の如くである。

與謝郡 教員總數三百人、平均給五十五圓四十八錢

一、教員中一家を構へて居るものは地位身分の上より各種の名譽税を取られ生活困難なる者多し。

二、教員中子女多く家族副業の収入少きものは低級労働者の生活よりも尙困難なる者が多い。

三、教員中洋服、靴、帽子は品位を保ち禮儀に悖らざらんとしても然も怪しき境にまで使用する者が多い。

四、子女の教育に至つては子女の半数以上因果を含めて奉公せしめ辛うじて殘餘の者に中等教育を受けしめる位である。若し揃つて中等教育を受けしめる者は借財に身動きならぬ状態。

中郡 教員總數八十二人、平均給五十二圓廿三錢

三人家族で月俸最低七十圓以下の生活ではトテモやり切れぬ、俸給のみの生活者は經濟状態至難で一般より觀察し尙増俸の必要がある。

竹野郡 教員總數百人、平均給五十二圓七十八錢

郡内教員七十名は本郡出身者で將來の財産又は家族の収入があるから俸給を當てにして居ないが、俸給だけで生活しようとするなら物價比較的高價なる當地方は頗る生活難と觀るを妥當とする。

熊野郡 教員總數五十五人、平均給五十五圓四錢

府下十八郡中教員待遇最も薄き感あり、但し本

郡在籍の教員は傳來の不動産、住宅等を有し俸給のみに頼つて居ないが郡外から赴任して居る教員は生活費の増加を要すること勿論で僻陬地の郡として他郡に比し更に優遇すべき必要がある。

加佐郡 教員總數二百九十六人、平均給五十四圓八十五錢

一、日常の糊口には順當であるが子供の教育、又は疾病其他不時の災厄に遭つた場合は安定した生活でない。

二、時代思潮は教育を尊重しながら教員を尊重しない従つて教員生活を不安定ならしめ教員自ら其末路を案じて落着かない状態である。

何鹿郡 教員總數百七十四人、平均給五十五圓廿六錢

俸給のみの生活なら困難なるのみならず子女教育の餘裕がない。

船井郡 教員總數二百十八人、平均給五十二圓五十錢

衣食住共甚だ貧弱にして毎年若干の借財をなすか然らずば祖先より傳はる財産を喰潰してゐる。

南桑田郡 教員總數百六十二人、平均給五十五圓五十錢

教員は中産階級以上の家庭のもので俸給を當てにして居ないが、俸給のみでは勿論生活難。

北桑田郡 教員總數百二人、平均給五十二圓五十錢

教員の収入を當地方身體的労働者に比較するに

大工、左官、土工等よりも劣り日傭人足さ伯仲する、然れども概して多小の恒産により中流以上の生活を營んで居る俸給だけでなら生活難は必定。

天田郡 教員總數百七人、平均給五十六圓五十四錢

教員俸給以外に恒産あるを以て生活費を補つてゐるが單に俸給のみの生活者は此限りでない。

相樂郡 教員總數百五十二人、平均給五十四圓六十八錢

土着の資産あるものが教員をして居るから俸給を當にしない

綴喜郡 教員總數百廿九人、平均給五十七圓十三錢

教員は資産を有してゐるからよいやうなもの、俸給のみで生活するものは極度の節約をしても子弟の教育は殆んどなす能はざる現状。

紀伊郡 教育總數百五十九人、平均給五十五圓八十九錢三厘

普通、上下の兩方面に極端なる生活をなして居るものはない。

乙訓郡 教員總數九十一人、平均給六十圓十錢

由來土着の教員多きため家産あり生活比較的安固であつたが近來思想界經濟界の變動に伴ひ都會集中の傾向が現出した。

久世郡 教員總數九十七人、平均給五十六圓二錢

大部分は恒産なく且つ家族の副業収入額僅少にして教員俸給を以て生活費の大部を支辨し餘裕

あるものは至つて豊い。

葛野郡 教員總數百廿四人、平均給五十四圓八十七錢

前年俸給令の改正により稍良好となつた様だが物價騰貴のため以前より大した變化なく相變らず生活難。

宇治郡 教員總數六十八人、平均給五十四圓七十九錢

郡内教員の約半數は土着の者で家産を有し俸給のみを以て生活の資に供して居ないが他の半數はやつと簡易生活を營み家族あるものに至つては頗る困難の状態。

愛宕郡 教員生活安定ならず俸給のみの生活者は困難を感じてゐる。

大阪府公立學校職員の年功加俸

大阪府にては従前小學校教員には年功加俸を支給して居たが公立學校教員には施行せられて居なかつた。三月大阪府に於て管内公立學校職員に對する年功加俸支給細則を設け大正九年十月に遡り之を適用する事になつた。之を略記すれば次の如し。

第一條 公立學校職員年功加俸令第一條に依り本府管内當該學校に在職する職員に支給すべき年功加俸額は別表に依る

第二條 年功加俸の支給又は支給停止の場合

俸給生活者問題

には辭令書を交付す

第三條 公立學校職員年功加俸令第一條の公立學校職員中別表の勤続年數に達する者ある時は學校長は其年數に達する日より一ヶ月以前に履歷書を添へ知事に申告すべし、但府立以外の學校にありては郡市長を経由すること

第四條 本令による年功加俸金額の支拂は府立學校にありては學校長に郡町村立若しくは之れに準すべき學校にありては郡長に委任す (別表)

學校長教諭助教諭舎監の部

年 限	俸給月額	俸給月額
勤続五年以上十年迄	八十圓以上	八十圓以下
同十年以上十五年迄	百廿圓	七十二圓
同十五年以上	百六十八圓	百〇八圓
學校長(判任待遇の實業補習學校長) 訓導保姆 准訓導の部	二百四十圓	百四十四圓
年 限	俸給額八 十圓以上	俸給額八 十圓以下
勤続年限五年以上十年迄	九十六圓	四十八圓
同十年以上十五年迄	百四十四圓	八十四圓
同十五年以上	二百十六圓	百二十圓

六大都市視學會議の小學校教員優遇建議

十一月十七日より十九日迄東京市に開催せられた六大都市視學會議に於て協議の結果從來問題となつた都市師範學校設置のため法令改正の件を文部大臣へ建議することに決し東京市長を通して大要次の如き建議

案を提出した。

一、小學校教員待遇改善の件 小學校教員の俸任待遇者の年數の制限を、二十ヶ年勤続者に非ざれば其待遇を受け得ざるこの規定を撤廢し、又中等學校教員より轉じたる場合從來年功加俸中斷したるを改めて年功加俸に中等學校に勤務せる期間を加算すること。

二、都市師範學校設置のため師範教員令を改正する件 大都市に年々多數の教員を要するが現在の師範學校にては之に應ずるだけの施設がない、都市の小學校は概ね相當多數の學級を有する關係から教育能率の増進上、上級では幾分専門的修養を加味すべき必要がある市民教育、郷土教育に關し特に教養を加へなければ就任當時の數年間には殆んど適切な教養の任に堪へない實狀を呈することがある、又優良教師養成の場合には市に於ても師範學校を設立し得るの道を開くやう現行法令を改正すること。

神戸市學務委員會の教員優遇方法

十二月十三日神戸市學務委員會は開會せられたが先頃來五大都市に照會中であつた小學校教員優遇方法に關して次の如き意見を決定した。

一、市内電車の乗車に關して公用として各學校に共用乗車券を配付する外通勤用として小學校教員の割引乗車券を設くること但し其割引

歩合其他に關しては目下實施中の大阪市の就
き十分研究を重ねること

二、小學教員の修養上市立圖書館に於ける一般
圖書の閲覧は無料とする

三、本市の如く職員の子弟にして官公立中小學
校に通學するものに授業料を免除するが如き
實例は他になきも神戸市は從來の慣行上尙此
特典を存し置くを可き

大阪府の新制小學教員轉任規定

大阪府管内に於ける小學校教員の拂底は
甚しく其争奪の弊漸く甚しからんとするの
で之れを防止するため九月九日次の如き教
員進達に關する規定を制定した。

- 一、師範學校卒業後滿二ヶ年間を経過するに
非ざれば他の郡市小學校に轉任することを得
ず但し知事に於て特別處分を要すると認めた
る時は此限りにあらず
- 二、小學校教員は他郡市に轉任するに際し増
俸することを得ず、但し本科正教員五級上俸
(八十五圓)以上専科正教員二級下俸(八十圓)
以上にありては増俸の後一ヶ年、其他に在り
ては増俸後滿一ヶ年を経過したるものは此限
りにあらず
- 三、本科正教員は私立學校其他の依頼を受け
出張教授することを得ず但し夜間勤務に服
するものは此限りにあらず
- 四、同一郡市に於ける増俸は左の各號に依る

- (イ)本科正教員七級上俸(六十五圓)以上専科
正教員四級上俸(七十圓)以上の者増俸後一ヶ
年を経過するにあらざれば増俸するを得ず但
し特別の事情あるものは此限りにあらず
- 五、小學校教員退職に際し特に増俸を行ふに
は左の區別によること、勤務年數十五年以上
は一階級に限り増俸することを得
- 六、小學校教員は在職の儘判檢事試験、醫術
開業試験、文官普通試験等直接教育に關係な
き試験を受くることを得ず

小學校教員俸給國庫負擔法公布

三月三十日の官報を以て左記の如き一年
現役小學校教員俸給國庫負擔法が公布せら
れた。四月一日から施行するものである。

(法律第十七號)

第一條 市町村立小學校正教員にして徴兵令
第十四條の規定により一年現役兵として現役に
服する者の服役中の俸給の爲市町村に於て要す
る費用は國庫之を負擔す

第二條 前條の規定により國庫の負擔する金
額は毎年度之を市町村に交付す

第三條 本法の適用に付ては市町村組合又は
町村組合は之を市町村と看做す、市制又は町村
制を施行せざる地域に於ける市町村に準すべき
公共團體、組合又は小學校設置區域亦同じ

第四條 本法により俸給費を國庫に於て負擔
する小學校正教員は市町村義務教育費國庫負擔

法の適用に就ては同法第三條の正教員の數に算
入せず

(ロ) 中等教員

中等教員の不足と當局の補充策

中等諸學校の教員不足は一二年來益々甚
しく今や我國教育界の一問題となつて來
た。之れが對策として當局者は待遇の向上
をしきりに計つたがしかも教員不足の聲は
依然として高く文部當局は之れが補充策に
苦心をして居る。而して實業學校に就ては
昨年各種專門學校、大學專門部、私立大學
等に於て現に研究中のものにして將來實業
學校教員たらんとするものに對し給費制を
實施し教員不足を補ふ方策を樹て、居るが
尙之れのみを以てしては補充力が十分でな
いので實業教員檢定試験制實施を企畫し着
着調査を續け規定さへ立案せられたが、然
も中女學校に於ける教員不足は容易に緩和
されさうもなく、當局では曩に高等師範學
校の收容力を増加し第六教員臨時養成所を
設置して之が補充を講じてゐるが學校の増
設に因る生徒收容力増加に伴ふ教員の需要

さへ満たす事が出来ぬ有様である。依て八 小學校専科正教員准教員等にも受験資格を 員補充難は茲數年間は容易に緩和せられさ 月十日から施行する中等教員檢定試験には 與ふることとした。然し之れとて到底現下 うに思はれない。 受験資格を擴張して從來の資格者の外更に の急を救ふべくもないので恐らく現在の教

中等學校教員數 (第四十帝國統計年鑑所載)

全國中等學校教員數の最近十年の趨勢を見るに次の如し。

種類	明治四十二年度		大正二年度		七年度	
	總數	無資格數	總數	無資格數	總數	無資格數
師範學校教員	一、六三三	一、六三三	一、七七一	一、七七一	一、六三七	一、六三七
中學校教員	五、八八一	一、四四六	六、二七六	一、四三七	六、九八一	一、四九一
高等女學校教員	二、七四三	二、七四三	三、三三五	三、三三五	四、〇八二	三、三三五
實科高女教員	無資格	無資格	二、七七一	二、七七一	三、三三五	三、三三五
工業學校教員	無資格	無資格	三、三三五	三、三三五	三、三三五	三、三三五
甲種農校教員	八、八〇四	八、八〇四	九、九〇九	九、九〇九	一、〇二六	一、〇二六
乙種農校教員	六、三三三	六、三三三	八、四四五	八、四四五	一、〇七〇	一、〇七〇
甲種商校教員	一、〇五五	一、〇五五	一、二二七	一、二二七	一、五五七	一、五五七
乙種商校教員	不詳	不詳	二、二八〇	二、二八〇	二、二七	二、二七
甲種商船校教員	不詳	不詳	二、二八〇	二、二八〇	二、二八	二、二八
甲種水産校教員	不詳	不詳	二、二八〇	二、二八〇	二、二八	二、二八

俸給生活者問題

種類	總數	有資格數	無資格數
乙種水産校教員	六、三三三	六、三三三	〇
徒弟校教員	五、五三三	五、五三三	〇

全國中等學校教員平均俸給

文部省普通學務局に於て調査したる處によると道府縣立中等學校教員俸給平均額は次の如くにて先づ累年比較より見るに

年度	師範學校	女子師範	中學校	高等女學校	實科高女
大正六年度	四、九〇〇	四、九〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
七年度	五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
八年度	五、一〇〇	五、一〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇
九年度	五、二〇〇	五、二〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇
十年度	五、三〇〇	五、三〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇

備考 一、本調査は各其當初議了豫算に就て調査したるものなり
二、九年度は臨時手當約五割強を豫算に計上せるも之を加算せず

にして之を大正十年度豫算に依り道府縣別に見る時は次の如くである。

道府縣	校長		教諭及助教諭				訓導	
	中學校	高等女學校	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女學校	師範學校	女子師範學校
北海道	二、八〇〇	二、二〇〇	二、八〇〇	—	二、八〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	—

東京	二、七三〇・〇	二、五〇〇・〇	二一八・〇	二一八・〇	一〇三・〇	八五・〇	八五・〇
京都	二、七七八・〇	二、〇六六・七	一一五・〇	一〇六・〇	九八・〇	八〇・三	七一・〇
大阪	二、八〇〇・〇	二、四一一・〇	一一八・〇	一一三・五	一〇五・八	八八・〇	八二・〇
神奈川	二、五四一・七	二、二〇〇・〇	一〇九・〇	九六・〇	九六・〇	七〇・〇	七〇・〇
兵庫	二、三九六・〇	二、五五〇・〇	一一八・〇	一一四・〇	一一八・〇	八五・九	八二・五
長崎	二、三六二・〇	二、二二九・〇	一一〇・〇	一〇五・〇	一〇〇・〇	六七・〇	六五・〇
新潟	二、二五〇・〇	一、九四〇・〇	一一二・〇	一〇八・〇	一〇〇・〇	七〇・〇	六五・〇
埼玉	二、二八〇・〇	二、〇〇一・〇	一一〇・〇	一〇九・〇	一〇三・〇	七〇・〇	七〇・〇
群馬	二、四一四・〇	二、〇六六・〇	一一六・〇	一一〇・〇	九八・〇	七二・〇	六八・〇
千葉	二、四〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一一五・〇	一一三・〇	九七・〇	七〇・〇	六七・〇
茨城	二、三九八・〇	二、一三五・五	一一五・〇	一一〇・〇	一〇〇・〇	七〇・〇	六八・〇
栃木	二、三五〇・〇	二、二〇〇・〇	一一五・〇	一一〇・〇	九六・〇	七〇・〇	六七・〇
奈良	二、五五六・〇	二、〇六四・〇	一一五・〇	一一〇・〇	一〇〇・〇	六七・〇	六四・〇
三重	二、二八三・〇	二、二〇七・〇	一一五・〇	一一〇・〇	九二・〇	六八・〇	六五・〇
愛知	二、三三三・〇	二、四〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	九〇・〇	七六・〇	七六・〇
静岡	二、三三〇・〇	二、四〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	九四・〇	六六・一	六六・一
山梨	二、五〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一〇〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
滋賀	二、二三三・〇	一、七七〇・〇	一〇八・〇	九六・〇	一〇八・〇	七三・〇	七三・〇
岐阜	二、三七一・〇	二、一三三・〇	一一〇・五	九八・五	一一二・四	九二・五	六七・〇
長野	二、四〇〇・〇	二、一〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	九五・〇	八五・〇	八五・〇
宮城	二、三三四・三	一、七七一・四	一一〇・〇	一〇三・〇	一一〇・〇	六三・〇	六三・〇
福島	二、五〇〇・三	二、一五〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一〇〇・〇	七二・〇	七二・〇
岩手	二、二九一・〇	一、九七三・五	一一〇・〇	一一〇・〇	九三・二	六三・〇	六三・〇
青森	二、二〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	九〇・〇	五八・〇	五八・〇
備考							
山形	二、三三〇・〇	二、〇〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一〇〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
秋田	二、三三三・五	二、二五〇・〇	一一〇・〇	九九・〇	一一〇・〇	九三・〇	六五・〇
福井	二、四七五・八	一、七七〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
石川	二、三六〇・〇	二、二〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
富山	二、二九三・〇	一、九六〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
鳥取	二、一六六・七	一、八三三・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
島根	二、三三四・五	一、八四三・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
岡山	二、二七〇・〇	二、〇六四・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
広島	二、九二〇・〇	二、三三〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
山口	二、六四三・〇	二、三〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
和歌山	二、四六六・〇	二、一六六・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
徳島	二、三三〇・〇	二、〇〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
香川	二、三五〇・〇	二、三三〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
愛媛	二、六四〇・〇	二、一一三・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
高知	二、五七五・〇	一、八〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
福岡	二、二六三・六	一、七八六・九	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
大分	二、二七〇・〇	二、三〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
佐賀	二、一五三・八	二、一五三・八	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
熊本	二、六八〇・〇	二、四〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
宮崎	二、四七〇・〇	一、九〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
鹿児島	二、三三〇・〇	二、〇〇〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇
沖縄	二、二七八・五	—	一一〇・〇	九八・五	一一〇・〇	六〇・〇	六〇・〇
合計	二、四三三・六	二、〇四三・八	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇	七〇・〇	七〇・〇

東京府の私立中等學校教員補助

年度分は十五萬圓に増額し六月夫々交付し 増額するとせば五割増となる事になるが右

東京府の私立中等學校教員俸給に對する補

た從來の俸給補助は専任教師一人當り約中 五萬圓は之を分配する事とせず教育の奨励

助は大正九年度は十萬圓であつたが大正十

學校八圓、高等女學校六圓にして五萬圓を

となり優良教員を得る様な手段を考案する

備考 括弧内は實科高等女學校の分を示す

との事である。又同年度より私立實業學校教員にも年額二萬五千圓を補助し一人當り專任月額八圓程にする豫定である。尙ほ補助金を交付さるべき私立中等學校數は中學校卅一校、高等女學校廿七校、實業學校十五校である。

大阪府の私立中等學校教員優遇

大阪府では公私立中等學校補助費として一萬一千四百圓を計上した處參事會では之を二萬三千四百圓とした。私立中等學校教員は公立中等學校教員に比して俸給少額で且年功加俸も給與されないから此不均衡を除くため増額補助費から公立中等學校と同程度の年功加俸を給與し且俸給も公立學校教員の夫れと比較して差額の補助をすることをなつた。尤も右教員は專任教員で中等學校教員免許狀を有する者に限るのである。

(ハ) 教員運動及教員會

教員俸給國庫負擔促進運動

小學校教員俸給國庫負擔の問題は明治十

九年義務教育制度實施當時より起つたが時代の趨勢に伴ひ、輿論は今や全國に漲るに至り、全國教育雜誌記者は一月十五日東京神田區明治會館に集り本年劈頭の運動を起した。出席者六十名にて「當大會は左記小學校教員俸給の國庫支辨を正當と認め速に之を實現せん事を期す」と決議した。之れに續いて全國聯合教育會總會に於ては義務教育國庫負擔法による國庫負擔金増額請願書提出が決議せられ、衆議院には各府縣選出代議士を通じて各府縣別に、貴族院には帝國教育會に於て取纏め提出する事となり、帝國教育會は二月十三日から三日間全國市町村長會を開會して促進運動を初めた其經過の概要は「財政一斑」に就て見るべし。

臨時教育行政調査會の教育費整理案と反對運動

義務教育費國庫補助問題は漸く世論を動かすに至り第四十三議會以來、政界の重要問題となつて來た。第四十四議會の終るや政府は世論に鑑み徹底的に之れを調査研究

して該問題を解決せんとし臨時教育行政調査會なるものを組織したが九月初旬略調査を完了して其大綱を定めて發表した。之れによると地方教育制度を整理し、現在の劃一主義を打破し又三學級二教員制を實施して約一千萬圓の教育費を低減せんとするのである。茲に於て十月三日教育振興會は臨時教育行政調査會の此案に對して大に反對輿論を喚起すべく神田青年會館に演說會を開催し高田早苗、島田三郎氏等出演して反對の第一聲を擧げたが十月廿一、二、の三日間京都市教育會主催の下に大都市聯合教育會を京都市商業會議所に開催して、二部教授撤廢、現下教育調査會の審議に依る學校編成案に對する意志表示、及び都市小學校の教育費の節減の餘地ありや否やを討議して決議案を當局に提示し、次で十一月一、二の兩日には、帝國教育會が各府縣教育會に通牒して代議員を選出せしめて東京に全國教育者大會を開催する等、殆ど全國的の強硬なる輿論の反抗を見るに至つたが十二月十六日の臨時教育行政調査會特別委

員會に於ては

第一號議案 小學校に於ける學級整理を行ふこと

第二號議案 資力薄弱町村に於ける小學校に二部教授並に三學級二教員制を實施することを議し多數を以て左の如く可決された。

議案第一號 市町村の實情に應じて適宜小學校の學級を整理すること

説明 全國小學校中には比較的少數の兒童を以て一學級を編制するもの尠からず小學校費の負擔を困難とする市町村に在りては特に斯の如き學級は事情の許す限り左の規準を參酌して之が整理を行ふを相當とす

一、同學年に屬する二以上の學級を併合し又は同學年に屬する三以上の學級中一若しくは二以上の學級を分割して他の學級に配合すること

二、異學年に屬する二以上の學級を併合し又は異學年に屬する三以上の學級中一若しくは二以上の學級を分割して他の學級に配合すること

(注意) 前記の規準により學級整理を實行するに當りては小學校令施行規則の認むる制限に據るものとす而して一小學校内に於て之を行ふべきは勿論同一市町村内の二以上の小學校間に於ても兒童の通學區域を考慮し適宜之を行ふものとす
議案第二號

市町村の實情に應じて小學校に於る學級に對する教員の配當を適宜加減すること

説明 市町村に於て小學校費の節約を圖る必要ある場合には小學校令施行規則所定の範圍内に於て多級學校につき二部教授及三學級二教員制を應用し左の規準を參酌して適宜學級擔任教員を配當するを相當とす

一、六學級に五教員を配置する場合に於ては年少の部に二部教授を行ひ其の之に據り難き時は年長の部に二部教授を加味せざる三學級二教員制を採用すること

一、六學級に四教員を配置する場合に於ては第一學年乃至第四學年に二部教授を行ひ其の之に據り難き時は成るべく年少の部に二部教授を行ひ年長の部に二部教授を加味せざる三學級二教員制を採用すること

三、六學級に三教員を配置する場合に於ては二部教授を行ふこと

四、五學級に四教員、四學級に三教員を配置する場合に於ては第一項に準じ五學級に三教員設置をする場合に於ては第二項に準ずること又四學級に二教員を配置する場合に於ては別項に依ること

五、六學級より多き學級の小學校に付ては前四項に掲ぐる規準を參酌して適宜教員の配置を定むること

(希望) 前記規準に據る教員の配置に關しては當該小學校に於て常に之に關する攻究改善に努め又各師範學校に於ても之に關する研究實驗を遂げ時々其成績を發表せむことを望む

之れに對し反對示威運動をなすべく帝國教育會其他の教育團體は十二月九日東京市神田區一ツ橋帝國教育會に於て聯合大會を開き各團體より百餘名の代表者出席し帝國教育會理事野口援太郎氏座長の下に左の如き決議及び申合せを滿場一致可決したが、之れを本年掉尾の運動として問題は未解決のまゝ次年へ移つた。

決議

一、臨時教育行政調査會特別委員會の假決議は教育の効果を低下せしむるを以て宜しく之を否決すべきものを認む

一、本聯合會は臨時教育行政調査會が諸案を一括廢棄せん事を望む

一、本聯合會は政府をして市町村義務教育費國庫負擔金の増加を執行せしむる事を期す

一、若し假決議が通過したる場合には我々はあらゆる合法的手段を以て其實行を阻止せん事を期す

申合

今後本聯合會の意思を貫徹するため委員數名を擧げ一切の行動を委任す委員の數及び其選定は總て會長に一任す

教育擁護同盟の設立

在京教育雜誌記者の一團は、或は全國記

者大會を起し或は全國町村長大會と提携して、義務教育費國庫負擔増額運動に従事して居たが、却つて第四十四議會に政友會案として小學教育費整理節減に關する建議案の提出せらるゝに至るや教育者側は大に憤り之れが反對示威運動をなす要ありとして大正十年二月左の人々が起つて教育擁護同盟を組織して宣言を發表するに至つた。

野口 援太郎 鱒坂 國芳 川村 理助
三浦 藤作 志垣 寛 河野 清丸
原 田 實 爲藤 五郎 曾根 松太郎
下中 彌三郎 尼子 止 岸田 蒔夫
稻毛 詛風 湯本 武比古 澤柳 政太郎
萩原 太平治 大島 正徳 相澤 熙
本圖 晴之助 多田 房之助 加藤 正平
佐久間 惣次郎

宣言

教育は文化の大本にして國運の發展人類の福祉偏に其振興に俟つ。然るに從來我國の爲政治家は徒に眼前の狀勢に囚はれて國家永遠の大策たる教育を閑却すること久し。殊に國民教育を蔑視すること現政府を以て最も太だしきす。今回義務教育費國庫支辨問題に關し國民的大運動起るや、政府は之れに對して市町村教育費に整理の餘地ありとし、委員を擧げて調査したる後之を決定すべしと聲明せり。果然其與黨たる政友會をして教育費整理に關す

俸給生活者問題

る建議案を今議會に提出せしめ、提出者をして三割乃至四割を節約するの餘地ありと説明せしむるに至れり。妄も亦極まれりと云ふべし。由來我國の教育費は節約其極に達し辛うじて今日に至れり。斯くては奈何ぞ國運の發展人類の福祉を期し得ん。試に我國民教育を一瞥するに近時稍改善の緒に就きたるもの、如きも、教育者の待遇等は尙ほ著しく菲薄にして、學級兒童數は徒に多く教授の效果甚だ徹底せず此時に當りて更に教育費の整理節約を唱ふることは倒施逆行も亦甚しと云ふべしこれ洵に骨を削り肉を殺ぎ教育の生命を枯渴せしめんとするものに非ずして何ぞ。由來我國に於ける財政窮迫の主因が軍費の過大にあることは國民の均しく認むる所、今や時代の趨勢一變し全世界の人類は漸く軍國主義の迷夢より覺め文化の進歩發展を衷心より希求しつゝある際、八億と云ふ莫大なる軍費を無條件にて承認し、徴々たる教育費を削減せんとするが如きは時代錯誤も亦甚だし、斯くの如くして教育の衰頹を招き延いては國家を破滅の淵に陥れんとす。若し現政府の腹案にして實現せられんか勢ひ教育者の待遇低下し教員の大罷免行はれん。我教育社會は之を默認することを得べきか。我國民は之を不問に附するを得べきか。之れ教育者のみの問題、教育社會のみの問題にあらず實に國民死活の大問題なり。熱情を有する教育者、國を愛する國民は斷じて之を默視す可らず。我等が茲に結束して教育擁護運動を起さんとする所以は眞

に教育の前途を憂ひ國家の將來を思ふ一片の赤心止み難きものあればなり。敢て宣言す。

決議

吾人は地方教育費整理節約の如き提案を以て國民教育の基礎を破壊し國家の發達を阻害するものと認め茲に結束して教育擁護運動を開始し國家永遠の大策を確立せん事を期す

大正十年三月八日

教育擁護同盟

と、而して該同盟の規約を見るに「教育尊重の趣旨に反する總べての企劃を極力防遏し進んで教育振興の爲に最善の努力を致すものとす」と其第一條に示して居るが、其組織は總務部、宣傳部、調査部、記録部、會計部の五部からなつてゐる。而して三月十二日には東京神田一ツ橋通り帝國教育會に於て教育費節減に反對の講演會を開きたるが、之れを切掛けに、千葉、浦和、武生(福井縣)松任(石川縣)新潟、金澤、神戸、大阪、名古屋、濱松に於て講演會を開きて教育擁護の宣傳に努め、四月東京市小學校教員の大淘汰行はるゝや之れが實狀を調査し、五月廿四日東京市教員罷免問題批判演說會を開き宣言をなし決議を公表した。且つ八月五

日には折柄夏季講習會其他の爲め地方より多數の教育者上京したるを機として教育問題大講演會を開き、十月十五日には該同盟主催の下に緊急教員大會を開き東京、千葉、埼玉、山梨、神奈川、群馬、栃木、静岡の教員を主なるものとして約七百名の教員を糾合して、「臨時教育行政調査會に於ける各種の議案は著しく義務教育の程度を低下せしめ其本旨を没却するを以て之が通過に極力反對す云々」と決議した。

右の如く本同盟は殆んど政治運動化しつつあるのは疑ふ餘地がない。之は從來の教育者の組合運動が互助的な經濟運動乃至極めて茫莫たる啓蒙運動であつたのに對し頗る注目に値することであると編者は信ずる。

京都教育聯盟

京都教育聯盟設立委員總會が本年一月議決した規約は次の如きもので之れに加入した教育團體は(京都市)正三會、百三會、(紀伊郡)E L會、(南桑田郡)商陸社(船井郡)突樂會(葛野郡)曙光社、曉鐘社等である。

- 一、本聯盟は京都教育聯盟と稱す
- 二、本聯盟は加盟團體の聯絡提携によりて教育の振興を計るを以て目的とす
- 三、本聯盟の主旨に賛する京都府下に於ける教育者の團體を以て組織す
- 四、本聯盟は其目的に副ふ教化運動を行ふ
- 五、本聯盟の事務を掌るため各加盟團體より二名の理事を選出して理事會を組織す理事會に關する細則は別に之を定む
- 六、本聯盟に要する經費は各加盟團體より等分に之を出す
- 七、本聯盟規約は理事會に於て修正する事を得

廣島市教員協會

本年一月十八日廣島市袋町尋常小學校に於て臨時廣島市小學校教員研究會開催せられたる時中島小學校長高羽幸槌氏の「本市百年の大計は一に繋つて本市小學校教員の奮起努力に須つの外なし云々」の激勵的演説をなしたるに端を發して會員一同は結束を新にして大に教化運動を起すべく満場一致を以て決議する處となり同時に

教化運動綱領

- 一、國家の現状と世相の實際とに鑑み大に教育振興の實を擧げん事を期す
- 二、協同一致教育能率の増進に力め益々教權の伸張を計らん事を期す

三、市民の立憲思想涵養に努め自治機關の圓滿なる發達を將來せん事を期す

との宣言文を起草決議し具體案の作成は校長會に一任して一先散會した。依て二月八日東高等小學校に於て校長會を開催し教化運動の具體案として廣島市小學校教員協會組織案の提出を見るに至り難なく可決し二月十四日袋町小學校に於て教員協會組織委員會を開きて規約の草案を作成し、同十九日職町小學校に校長會を開き之れに就て審議確定し、同廿二日には袋町小學校に臨時教員研究會總會を開きて廣島市小學校教員協會組織の件を附議したるに會員一同熱心に且つ慎重に審議したる後午後十時滿場一致にて協會組織のことに可決した。而して岡太榮氏會長に、近藤辰治氏副會長に一般投票を以て選ばれ、同廿五日には市立中等學校二校設置要望に關する意見を協會の名に於て各新聞紙に發表し、一方會員一同の連署を以て市長及市會議長に陳情書を提出するに至つた。三月十一日午後袋町小學校に教員協會臨時總會を開催し規約草案を審議して確定した。之を掲ぐれば次の如く

である。

廣島市小學校教員協會規約

第一條 本協會は廣島市在職の小學校教員を以て組織す

第二條 本會事務所は當分の内廣島市平塚町二百卅三番地に置く

第三條 本協會の目的とする綱領左の如し

一、國家の現状と世相の實際とに鑑み大に教育振興の實を擧げん事を期す

一、協同一致教育能率増進に力の益々教權の伸張を計らん事を期す

一、市民の教育に對する覺醒を促進し併せて立憲思想の涵養に努めん事を期す

第四條 本協會の目的を達成せんため左の事業を行ふ

一、教育問題並に社會問題等に關する研究調査

一、市民講演會

一、會員の慶弔互助

一、其他必要なる事業

第五條 本協會に左の役員を置く

一、會長 一名

一、副會長 一名

一、理事 五名

一、評議員 若干名

會長、副會長及理事は會員の互選す

評議員は各學校より男女各一名づゝ選出す

評議員にして他校に轉じたる場合は其資格を失ふものとす

役員は兼務する事を得ず

第六條 役員任期左の如し

一、會長 二ヶ年

一、副會長 二ヶ年

一、理事 一ヶ年

一、評議員 一ヶ年

但し再選を妨げず

第七條 役員任期左の如し

一、會長は本會を代表し會務を統轄す

一、副會長は會長を輔佐し會長事故ある時は其代理をなす

一、理事は本會諸般の會務を處理す

一、評議員は本會に關する重要なる事項を協定す

第八條 總會は毎年春季に於て一回之を開く

但し臨時開會することあるべし

役員會は必要に應じ會長之を召集す

第九條 本協會員は必要に應じ俸給額に準じて經費を負担するものとす

第十條 會長は評議員の議決を経て本規約の施行に關する細則を設くる事を得

附則

本規約は總會の決議を経るにあらざれば之を改廢することを得ず

本規約は大正十年四月一日より實施す

尚ほ同會の事業として

一、五月八、九兩日澤柳政太郎氏を聘して段原、袋町、本川の三校に於て自治講演會を開き

二、六月上旬市會議員總選舉に當り五月九日臨時總會を開き教育を熱愛する人を各自選舉すべく申合せ、同十八日には各候補者に對し「現狀に鑑み本市發展上如何なる點に努力せんせらるゝか」「如何にして本市の教育を振興せんせらるゝか」の二問を發し新聞紙上に其回答を得て各自の參考とした

三、十一月五日、六の兩日、同協會主催の下に就て節減反對の宣言決議をした

四、十一月五日、六の兩日、同協會主催の下に廣島縣教育大會を開き六百人の會集を得て教育費問題を協議した

名古屋市教員組合の設立

昨大正九年九月福岡市に於て全國重要都市の小學校教員代表者會が開かれた際名古屋市の代表者は『全國都市の小學校教員組合組織如何』と云ふ議案を提出したが其關係上是非之れが實現を期さうと其後幾回となく發起者の變更を重ねて其成立を圖つて居たが最初の發起者である水谷第九小學校長、柳川管原小學校長、橋川島小學校長、田原高岳小學校長、梅田小確小學校長、玉置七町小學校訓導、太田ゆき氏、松元訓導の七氏が實行委員となり四月十日午後、愛知縣會

議事堂に於て男女會員一千餘名を糾合して盛大なる發會式を擧げ次の如き宣言をなした。尙文部省督學官乘杉嘉壽氏も列席して式後『教員會組織の意義に就て』と云ふ講演をなし午後七時からは公會演說會を開いて十名の會員が教育に關し熱辯を振つた。

宣言

曠古大戰の終熄と共に世界の局面は急轉直下し、茲に改造自覺の一新機運を促し澎湃たる思想滔天の勢を以て押し寄せ、其熾盛猛烈なる實に燎原の火の如く何物をも焼き盡さずんば已まざらんとす、救世濟民の靈覺に觸れ、育英扶掖の大任を有する我等同人、手を胸にして此時運を懷ひ、此趨を察する秋、心中果して如何の感がある、見よ雨は降り、風は吹けり、地は轟き、山はくつがへる、此間に處して唯不動不搖昭々として太陽の輝くが如きものこれ我大日本帝國に非ずして何ぞ、嗚呼生を斯の國土に享くるもの、何等の幸福、何等の光榮ぞ、吾人何を以てか此鴻大なる皇恩に報い奉るべき、惟ふに社會百般の事相その根本は教育に存し、其基調亦教育にあるは何人も認むる所にして、教育の尊嚴一に係りて爾に在りさ云ふべし、吾人此重任にあるものいかにして其本分を完了せんとするか、吾人は靜に世界の趨勢に鑑み、深く國恩の廣大なるに感じ而して教育の責任の極めて重大なるを自覺し熒々たる一片の赤心禁ずる能はず蔚然

茲に名古屋市小學校教員會を組織するに至れり、我等同人、協心戮力、研究怠らず、修養これ力め、よく世界の趨勢に順應し革新改造の實を擧げ、飽くまで教育の責務を完うし益益其眞價を發揮し、愈其權威を高め、以て盡忠奉公の誠を輸さんさす、茲に吾人の所信を披瀝し永く之を規箴として飽くまで之が貫徹に努めんことを期す、廣く天下に宣し之を表明す矣

尙同會の目的は

- 一、修養研究をなすこと
- 二、會の意志を發表し時に建議する事
- 三、會員の互助救済をなすこと
- 四、其他

にて會費は毎月十錢。

同會本年度の事業としては臨時教育行政調査委員會立案の教育費削減案に對し不同意の旨宣言且つ決議し。義務教育費國庫負擔増額に對しては決議すると同時に建議請願の手續をしたのを主なるものとする。

日本教育者協會の設立

「戰時及戰後に於て我國に起り來つた政治經濟社會思想上の諸問題は到底戰前に比すべくも無く將來に於ける我國の状態は混沌として其の歸結する處を知らない、就中思

想上の問題は我國國民精神の根柢を動かし國家の基礎を危うせんとする虞がある」「歐米各國に於ける國民精神の直接指導者は主として宗教家である」が「我國に於ては大に之れと趣を異にし」教育者が此任に當らねばならない、「然るに今日我國の教育者は果して其任務を完了して居るだらうか」「我々は今や教壇から下つて街路にも立たねばならぬ、或は口には或は筆に國民精神の健全なる發達の爲に努力しなければならぬ」「此任務を果す爲めには我々は先づ團結しなければならぬ」と「純正なる社會改造運動の立場にあつて教育者の發奮を促し大同團結を組織して教育の權威を確立」すべく本春新に創立されたのが日本教育者協會である。

同會は東京帝國大學農學部講師有馬賴寧氏主唱の下に四月十日東京日本橋區蠣殼町水天宮内有馬伯爵別邸に於て創立總會を開いた。其綱領とする處は

- 一、國民精神の健全なる發達を期すること
- 一、教育の振興をはかること
- 一、教育の權威を確立すること

であつて、其目的とする處は上は大學より下は小學校幼稚園に至るまで苟くも身教職にある者約廿萬を全部糾合して以て教育者の自主的運動を起さんとするのにある。従つて在來の教育會又は教員會が主として互助を主として居るのに反して同會は教育問題の研究、思想問題時事問題其他の研究、雜誌及圖書の編輯發行、講演並に社會的施設に全力を注がんとし、研究部、編輯部、事業部、庶務部、會計部を置いてゐる。而して有馬氏自ら主事になつて専ら中心となり帝大阿部重孝、慶大阿部秀助、早大北澤新次郎、高師野々村運市、女高師北澤種一、女子大井上季子、青師赤津隆助、女高師附屬女千葉安良子、女師田中三郎、小學校藤岡眞一郎氏等幹事として之れを助けて活動を始めた。先づ七月二日には女高師講堂に於て創立講演會を開き、事業部の最初の事業として八月一日から六日間東京市外荻窪の有馬農園に夏期講習會を開き、九月十七日には第一回地方講演會を岐阜市に開いた。教育整理案問題の喧しく論ぜられるに至るや阿部重孝氏を山口縣小月に派して實狀を視察せしめ、又協會員に諮問狀を發して、所謂整理不可能なる實證の答申を受ける其他種々の手段で材料を得て十月廿四日以來貴族院方面に向つて

俸給生活者問題

教育整理案反對運動を開始した。

尙十月十九日には貴族院議員、國學院講師侯爵佐々木行忠氏幹事に就任し翌二十日には事務所を東京市神田區鍋町十一番地に移轉し、十一月十五日には機關雜誌教育者第一號を發刊した。尙十月末現在の同會員は三百七十名である。

京都市教員會

大正八年以來懸案となつてゐた京都市小學校教員會は同市首席訓導の機關なる庚申俱樂部の提案で、時代の趨勢に鑑み小學教員の團結すべき必要を痛感したる極み之を組織せんとしたものであるが、氣兼ねや其他の理由（何れにしる事大主義的なものであるが）から大體の目標を定めて京都市校長會に委託したもので、從來校長會にては大問題となり議論沸騰容易に纏らず中には當局の忌諱に觸れん事を慮れて揉み消さうとする者さへあつた程である。然し種々の曲折を経て頗る旗幟不鮮明なものとなつたが、創立の運びに至り十月廿四日市公會堂

で發會式を舉げ「世界文化の進展は滔々と

して止まる處を知らず吾人はこの大勢に鑑み教育の眞義を偲得し協力一致以て國家社會の進運に貢獻せんことを期す」と宣言をした。同會は京都市小學教員、幼稚園保姆を會員として成立し、一人月額五十錢宛の會費を徴收して互助救済に主力を注がんとして居る。猶ほ同會の規約を見るに、同會の目的は「會員相互の協力により教育者たるの使命を完うし併せて會員各自の生活を向上せしめる」事にあるので、之れが到達方法として「會員の互助共済の方法を講じ會員の社會地位、會員の智徳を向上せしめ教育の權威を確立し、及び教育改善の途を講ずる」とある。

教員互助會概況

我國の小學校教員互助運動は未だ極めて微々たるもので、共濟會或は互助會として獨立したるものは全國各府縣に指を屈するに足る程しかない。其の主なるものは東京新潟、岡山、熊本、長崎等であるが、近來小學教員の運動が漸く自主的傾向を現はし

來つたが其社會的地位の關係上労働組合運動の多くのものゝ如く態度鮮明なる社會運動の形態を採ること難く黄色な微温的な運動に依る外ないと云ふ状態であるから、小學校教員の全國的運動として互助組合運動が勢力を占むるに至るのではないかと豫測せられた。現に四月下旬大分市に開催せられた全國各市區小學校聯合大會に於て京都市より「全國小學校教員互助法を設けられむ事を其筋に建議するの件」を提議した程であり政府も亦昨年警察官共済組合令を發布したるに次で教員互助組合を設立せんと文部省に於て調査中であるらしいから全國的に統一された教員互助組合の設立を見るのもさう遠い後でもあるまい。

今上述の各府縣に於ける互助會の成績を略述すれば、東京府教職員互助會は東京府下の各公私立小學校、幼稚園、中等學校教職員より組織せられ東京府からも五萬圓の助成金を得て六月末現在會員七千百十二名を數へ會費も三萬圓以上上つて居るが、何しろ東京市は一ヶ年五百名前後の退職者があるため積立金返付支拂の點に付き困難あり、脱退者相次ぐ態にて成績餘り

面白くない。

反之新潟縣小學校教員互助會は設立以來成績頗る良好にて加入會員も漸次増大し現在にては殆んど縣下小學校の全部を網羅するに至り大正九年度末現在積立金は廿萬四千七百七十四圓〇六錢に達し一人平均積立金廿八圓八十九錢に當り新潟市の如きは一人當り五十八圓卅一錢なつて居る

熊本縣學校教員互助會は大正九年四月創立せられたものであつて創立後成績頗る良く大正十年十二月末現在會員約三千五百名あり基本金も二萬餘圓に上り會員相互の救済事業の外大正十年度よりは生活用品共同購入方法を計畫し其第一着として陸軍省經理局の手を経て洋服地を購入して會員の需要に當てて居るが更に密閉せる服地貯蔵庫を造り全會員の要求に應ずる計畫を樹て、居る。

長崎縣教員互助會は南松浦郡及對馬を除く外各都市に設置せられ大正十年六月末現在の會員數は、長崎市四百三、佐世保市百九十二、西彼杵郡五百四十九、東彼杵郡三百二、北高來郡二百五十九、南高來郡全教員、北松浦郡六百廿三、壹岐百四十五にして未だ一縣に統一せられて居ない、然し其創立は相當に古く、南高來郡の如

きは明治四十一年に創立せられ最も遅き壹岐の如きも大正六年創立である。右の中壹岐の互助會は財團法人にて西彼杵郡の郡内教員は互助會に入會の義務があることは注目に値する。

尙ほ此外、島根縣郡部にも仁多、飯石、邑智、鹿足の四郡に教員互助會がある。仁多郡教員互助會は會員八十三名、資金五百六十圓、飯石郡教員互助會は會員百十八名、資金一千二百三圓、邑智郡教員會は會員百八十九名、資金四百五十三圓、鹿足郡教員互助會は會員百二名、資金三百十六圓を有して居る。

猶ほ香川縣にも本年四月縣下小學校教員より成る互助會が創立せられた。

第二 官吏及公吏

巡查志願者の激増傾向

我國に於ては各府縣を通じて一般に戰爭中は經濟界の未曾有なる活況に遭遇した爲め巡查志願者激減したばかりでなく現任者中にも陸續として他に轉職する者生じ之れが善後策に全く困じ果てたが昨夏財界の反動時代に入りてよりは此傾向を緩和し實業界に失職問題の大なるにつれて巡查志願

者も全國一般に増加し從來の不足を補うに容易となつて來た、例へば福岡縣に於て昨年十二月廿日より同廿九日に互りて巡査募集試験を執行した處三十九名採用に對して二百六十九名の應募者があり實に七人中一人を選抜すると云ふ狀にて數年來稀れに見る狀態であつた。一月下旬より二月に亘れる警視廳の巡査募集にも應募者多く毎週月火木の三日間芝區愛宕下の巡査教習所で試験をしたが一日平均四十人の受験者あり其多くは中學卒業生であると云ふやうな珍しい現象を現した。其の他島根縣に於ても加してゐる。之を人口に對比すると巡査一人に付人口千二百七十八人にして巡査一人の受持人口數は漸次減少しつゝあるが、巡査對人口比を地方別に見れば、東京の四百十七人、大阪の六百八十二人、神奈川の九百十四人を主なるものとし、爾餘の地方は一千人以上二千人の範圍内に在る。之れを大正十年に於ける巡査對人口比に對比して見るならば如何に我國の警察制度が完備に進みつゝあるかが、ほとゝ推知し得るだらう。今、大阪府が調査したる主要八府縣の警察職員數及び巡査對人口比を記せば次の如くである。

警察職員數

第四十統計年鑑によると大正八年度末現在警察職員數は警部千七百十人、警部補千七百廿九人、巡査四萬四千六人、合計四萬七千四百四十五人にて前年より約一割を増加してゐる。之を人口に對比すると巡査一人に付人口千二百七十八人にして巡査一人の受持人口數は漸次減少しつゝあるが、巡査對人口比を地方別に見れば、東京の四百十七人、大阪の六百八十二人、神奈川の九百十四人を主なるものとし、爾餘の地方は一千人以上二千人の範圍内に在る。之れを大正十年に於ける巡査對人口比に對比して見るならば如何に我國の警察制度が完備に進みつゝあるかが、ほとゝ推知し得るだらう。今、大阪府が調査したる主要八府縣の警察職員數及び巡査對人口比を記せば次の如くである。

大正十年度 警部補以下定員及一人負擔人口表

府郡	警部補以下定員	九年十月國勢調査人口	一人負擔人口
大正市	三、五五六	一、二五三、九七三	三三二
堺市	一、二七	八四、九九五	六六九
大府郡	一、〇五三	一、二四九、八四六	一、一八八
府計	四、七三三	二、五七、八三三	一、一八八
東京市	七、八〇七	二、一七三、一三三	二七六
八王子市	六	三八、九三三	五九〇
郡部	二、〇九三	一、四四、一七	六五
府計	九、九六六	三、六六、三三	二八三
愛知市	一、〇五一	二、六五九、七四〇	一、五七九
知事郡	一、六八〇	二、〇八九、七三〇	一、二八三
府計	二、七六〇	四、七四九、四七〇	一、七二六
兵庫市	九四	四、七四五	四八七
姫路市	七五	三、〇九九	四〇二
明石市	三	三、八、四〇〇	六二〇
尼崎市	三	一、四九一、〇九六	一、四〇八
縣計	二、三四六	二、二〇五、九三二	六八三
京都府	一、〇三三	九、九一、三三五	五八〇
都部	六三八	六九五、六一	一、〇三〇
府計	一、六七一	一、〇八六、九二六	一、〇三〇

福市	部	六三	四八、五七九	七六
岡郡	部	六三	一、七九、一七六	一、七九六
縣計		一、五五	二、一八七、七五五	
廣市	部	五〇二	三、四七、〇九二	六九一
島郡	部	七六八	一、一九四、六四	一、五九
縣計		一、三三〇	一、五三、八七六	

神市	部	九〇	四三、九四二	四三七
奈郡	部	六三	九〇〇、〇四二	一、四六八
川郡	部	一、六〇三	一、三三、九八五	
縣計				

警官扶助料改正案

現行の巡查看守退隠料及遺族扶助料法は明治卅四年に制定せられ後卅八年に改正を見たゞけて今日に至つたのであるが同法の恩典に浴して居る巡查看守は卅四年後に退職又は死亡したものに限られて居たので其以前に退職又は死亡した者は右の恩典に浴せなかつた。只僅に職務上の疾病其他の原

ふ處によると現行退隠料は普通の場合十年以上は月俸の三ヶ月、十年以上三十年迄は一ヶ年を増す毎に月俸の十分一宛増し、職務による疾病其他が原因して死亡した場合遺族に對する扶助料は三ヶ月乃至六ヶ月分支給されて居るので、之れを明治卅四年以前に退職又は死亡した者に對して太政官布告當時に遡及して適用の扶助料を支給せんとするに外ならないのであると。

警察官消防手退隠料法の改正

卅四年以前に退職又は死亡した者の遺族に對しては何等の扶助も與へられて居なかつた。故に是等七千有餘の遺族七千有餘名は昨今の物價騰貴で乞食同様の生活をして居る者が少くない。即ち内務當局では之を救助するため改正案を作成し一月十二日の閣議で決定した、これに付き内務當局者の云

從來消防手と警察官との間に就ては恩給法上殆んど連絡がなかつたが第四十四帝國議會の協賛を経て之れに關し次の如き改正を見三月廿八日の官報で公布せられた。

法律第五號

明治四十三年法律第卅號中左の通り改正す

「警部補又は巡查」を「警部補巡查又は判任官の待遇を受ける消防手」に「巡查警部補」を「巡查若くは判任官の待遇を受ける消防手警部補」に「警部補巡查」を「警部補巡查若くは判任官の待遇を受ける消防手」に改む

附則

本法は大正十年四月一日より之を施行す

〔參照〕

明治四十三年法律第卅號抄録

(第二項)退隠料、一時金及遺族扶助料の關係に於ては警部補又は巡查の勤続年數は交互に之を通算し巡查警部補に任じ又は警部補巡查に就職する時は之を勤続と看做す

法律第六號

巡查看守退隠料及遺族扶助料法中左の通り改正す

第廿六條及第廿八條中陸軍警守を「陸軍警査」に改む

第廿六條の二 巡查及判任官の待遇を受ける消防手の勤続年數は相互に之を通算し其交互の轉職は第六條の規定に拘らず之を勤続と看做す

附則

本法施行の日は勅令を以て之を定む但第廿六條の二の改正規定は大正十年四月一日より之を施行す

従前の陸軍警守及其遺族は巡查看守退隱料及遺族扶助料法の適用に就ては之を陸軍警査及其遺族と看做す

即ち從來巡査、警部補及消防手の退隱料(恩給)は何れも十年勤績後に支給せられる事となつて居たが巡査、警部補が消防手になり、之れと反對に消防手が巡査になる時は時効が中斷して以前の勤績年數は加算されぬ規定であつたのを今度から通算する事となつたのである。

大正九年末現在市町村吏員數

(第四十帝國統計年鑑による)

市長、町村長	七	町村吏	一、四七七
助役	九	(名譽職 九、九三)	三、二〇二
收入役	八	(名譽職 八、四二)	二、二六七
副收入役	三	名譽職 一七、二七三	三、九〇六
區長及代理	一三	(名譽職 一、七九)	五、五〇四
書記	五、九六		一〇、〇〇九
雇傭及其他	一〇、〇〇九		一七、八〇七
合計	△ 一六、四三六		△ 三三、八六六
			六〇、二七四

俸給生活者問題

附記 △は名譽職を含む數

農村吏員の不平

地方農村に於ては米價暴落の爲め其の財政の上に影響を及す事甚しく、村役場の吏員の生活を脅威するに到つた事は、農村吏員の不平が屢々新聞に報ぜられた事に依ても推知するを得る。今左に其著しきものを列記しよう。

△岡山縣阿哲郡新見町役場書記は俸給を改正して最低三十五圓にせよと改正方を町長に建白したが一月廿日の町會で否決せられたので直ちに連袂辭職した。

△德島縣麻植郡川島町外十ヶ町村は米價暴落のため大正十年度より町村吏員給料の一半以上の引下を町村會の決議によつて斷行するにこころなり川島町の如きは三割の引下を行ふ事に決したので三月初吏員は不平を唱へ始めた。

△福井縣吉田郡河合村役場吏員は待遇問題から遂に三月廿日同盟休業を始めた。

△奈良縣添上郡平和村にては本年二月廿七日村會に於て大正十年度豫算案を附議したが些々たる事より町會と村理事者との間に感情上の衝突を來し村會は該算額中より村長の報酬金其他吏員の俸給に至るまで原案に對し約二千圓の削減を加へたるため村長喜多芳太郎氏は三月一日付を以て辭表を提出したるを初めとして助役以下

小使に至るまで翌二日辭表を呈出するに至つたので村行政機關は停止するに至り郡書記をして村長職務を執行せしむるの餘儀なきに至つた。

△愛知縣引佐郡東濱名村村會は大正十年度豫算議決に際し役場吏員俸給に大斧鉞を加へたので吏員一同大に激昂し三月七日總辭職を執行し郡當局者の仲裁を見るに至つた。

△靜岡縣小笠郡大淵村會十年度豫算議定に際し豫算額一万六千餘圓に對し一割餘の削減を加へたので役場吏員は憤慨して村長以下連袂辭職を申出でた。

△德島縣麻植郡川島町にては近來町費益々増加するに拘らず財源之れに伴はぬので町會を開き經費節減の目的で町役場費其他の俸給二割方引下を決議したので役場吏員、小使、給仕等大に憤慨し町長、助役、收入役を除き全部辭職するに至つた。

佐賀縣の村吏及教員俸給

(大正九年度末調)

郡別	村長	助役	收入役	書記	正教員
佐賀	四、四〇	三、三〇	五、四〇	三、三〇	五、三〇
神崎	五、五〇	四、四〇	五、五〇	三、三〇	五、五〇
三養基	五、五〇	四、四〇	五、五〇	三、三〇	五、五〇
小城	五、五〇	四、四〇	五、五〇	三、三〇	五、五〇
東松浦	五、五〇	四、四〇	五、五〇	三、三〇	五、五〇
西松浦	五、五〇	四、四〇	五、五〇	三、三〇	五、五〇
杵島	五、五〇	四、四〇	五、五〇	三、三〇	五、五〇
藤津	五、五〇	四、四〇	五、五〇	三、三〇	五、五〇
平均	四、四〇	三、三〇	四、四〇	三、三〇	四、四〇

恩給増額運動

恩給増額に就ては大正九年七月二割乃至十割の増額を見たのであるが、後備陸軍少將渡邊棋十郎氏を會長とする東京市外代々木新町の軍人恩給研究会にては十二月初旬幹事庄司大佐以下評議員等百餘名會合して第四十五議會に軍人恩給増額請願を爲すべきか否かに就て凝議したが、引續き運動をするは面白からずとして反對を唱ふるものもあつたが結局請願運動を行ふことに決し請願趣意書を作成して全國同志に配付することになつたが要約は現役將校が退職した場合には現役俸給の六分の五まで恩給を支給せよと云ふのである。

又文官方面に於ても恩給増額運動起り、佐賀縣に於ては野口佐賀市長、齋藤鐵太郎氏其他の有資格者の發起にて各有資格者連名の上第四十五議會に請願書を提出せんとして居るが、同請願は文官恩給及び遺族扶助料に亘るものであつて明治四十三年三月文武官の俸給は二割五分増となり従つて其後の退職死亡者恩給扶助料も亦自然同額増加したるに夫れ以前の退職死亡者恩

給扶助料は依然として變更されずにあるは不公平である、又遺族扶助料を此上増額するか、然らずば未亡人の外子女に對しても別に給付の途を開かれ度いと云ふのである。

奏判任優遇令

五月廿三日勅令を以て左記奏任文官及判任文官の優遇に關する件を公布し即日より施行された

第一條 高等官々等俸給令別表(省略)第二表第一號第三表に依る奏任文官にして引續き五年以下高等官三等に在職し功績顯著なる者は特に之を勅任官の待遇と爲すことを得但し帝國大學教授官立大學教授行政裁判所評定官及高等官四等を最高官等とす奏任文官に付ては此限りに在らず

第二條 判任文官にして引續き五年以上級俸を受けて在職し事務練熟優等なる者は特に之を奏任官の待遇と爲すことを得

前項の規定に依り奏任官の待遇を受くる者の待遇相當官等は高等官六等以下とす

第一項の規定に依り奏任官の待遇を受くる者は之を主事と稱す

宮内官優遇令

宮内奏任官及同判任官の優遇に關する件は五月廿三日官報皇室令を以て左の通り

公布さる。

皇室令第五號

第一條 宮内奏任官にして引續き五年以上高等官三等に在職し功績顯著なる者は特に之を勅任官の特遇と爲すことを得但し高等官四等を最高官等とす奏任官に就ては此限りに在らず

第二條 宮内判任官にして引續き五年以上一級俸を受けて在職し功績顯著なる者は特に之を奏任官の待遇と爲すことを得前項の規定に依り奏任官の待遇を受くる者の待遇相當官は高等官六等以下とす

附則

本令は公布の日より之を施行す

海軍將校婚姻令公布

十二月廿二日勅令四八三號を以て左の如く海軍現役士官特務士官候補生及現役准士官の婚姻に關する件を公布された。

海軍現役士官、現役特務士官、候補生、及現役准士官婚姻を爲さんとするときは親任官同待遇者に在りては海軍大臣の奏請に依り勅許を仰ぎ其他の士官候補生に在りては海軍大臣特務士官及准士官に在りては在籍鎮守府司令長官の許可を受くべし

附則

本令は公布の日より之を施行す
海軍現役軍人結婚條例は之を廢止す

第三 失職

東京府下の會社員移動狀態

東京府下の會社員の移動狀態に就き警視廳保安課の調査に従へば大正九年春以來の不景氣が會社員に甚しく影響を及ぼし同年八月同府下に於ける資本金五十萬圓以上の會社は千五十一であるが解雇事務員數千三百三十三名、其中就職したるもの八百七十五名、同九月末現在會社數九百四十五社にて解雇社員八百七十三名、其中就職した者二百十六名、同十月末現在會社數千七百七十一にて解雇社員七百十八名、就職者百六十六名、十一月末現在會社數千百卅三社にて解雇社員六百六名、就職者百廿六名、十二月末現在會社數は千九十三、解雇社員七百八十三名、就職者百八十四名である。

會社員の失職

事業縮少整理の爲めさしも羽振りのよかつた會社員の上にも失職の脅威が見舞ひ來つた。これ等の事象は到る處に現はれたの

であるが、今左に其著しきもののみを摘録する。

三井物産株式會社 財界不況のため昨年來事業縮少の方針で社員整理に着手したが表面上自然淘汰のやうに見せて來た。然るに昨年以來本店勤務の名目で海外から呼寄せ、而も仕事を與へず止むなく待命の様になつて居る社員が二百數十名に上つたので會社は終に假面を脱いで此等の社員に對しそれさなく他の會社へ轉勤するやう勧誘し或は仲介の勞を執つてたが之も抄抄しからず、七月以來是等社員の餓首を露骨に行ふに至り比較的勤續年限の少い百圓以下の薄給社員が就中最も多く解雇せられた。因つて是等薄給社員は會社の處置に憤慨し右内容を認めたる建白書を八月中床次内相に送つた。之れに就き會社側の田中文書課長の大阪毎日新聞記者に語る處を聽けば、會社では社員の退社する時には内規があつて、そんな無情冷酷なことは出來ないことになつて居る、會社は昨年來新入社員の採用を見合せ病氣其他で退社する者も補充せず自然淘汰に委せて來た、海外から呼寄せた社員もあるが之れとして三千餘りの社員から見れば僅なものである。之れまで社員全部に支給して來た戦時手當八割は物價が下落したので六月頃

六割に減したが月給は一文も下げない、一昨年に比し二割五分から増給して居る、待命等で遊んで居る社員に對し他の會社へ轉職の仲介をしたものもあるがそれは三井系に屬して居る會社で萬更の會社ではない、又之れまでの餓首者中に五年以下の勤續年限の尠ない社員の多いのは戦時間に合せに入れた關係からである、社員の間不安を抱いて居る者があるとすればそれは足に傷持つものであらうと。

然しかうした餓首策は三井にばかりではない他の大會社、銀行、商店等にあるらしい。

久原商事會社 昨年九月社員の大餓首を斷行したが本年三月末、再び全社員の約半分を淘汰した。然るに八月十一日大阪の本支店を通じて更に七十餘名を餓首し、猶ほ東京支店を始め海外出張所共に同様解職の都合である。同日大阪支店庶務課長小畑氏も餓首社員に同情して辭職退社した。會社側の言によれば昨年九月以來社員は漸次減少し最近に於て大阪本支店を通じて約百名となつて居たのを今度の整理で三十名程残したのであつて退職に對する給與金は今後六ヶ月間給料を支給し更に内規による手當金を支給すると。

大阪鐵工所 (大阪市西區櫻島) 櫻島工場に

ては経費の節減の爲め六月廿日突然社員級技師以下五十一名（造船七名、庶務二名、會計二名、造機部十一名を主なるものとす）を解雇した。退職手当は最低本俸三ヶ月分である。被解雇者は餘りの突然に駭きもし、憤慨もしたが結局「會社今回の態度は俸給衣食者の生活を脅威するものであるから今後斯る無警告の解雇は遠慮されたい」との意味の反省を促す決議文を突付けただけで泣寝入になつた。

浅野造船所（神奈川縣鶴見在）曩に減首した職工九百名に對する手當約廿萬圓を十二月三日支給する筈であるが是れが終了後更に事務員の大減首を斷行する筈で、總員三百五十名に對し八九十名に及ぶ解雇者が生ずる、而して解職手當は本俸三ヶ月分の外に各勤続年限に依り一々年二ヶ月、二々年三ヶ月、三々年四ヶ月、四々年五ヶ月、五々年六ヶ月分の特別勤続手當を支給せられる筈である。

東京電氣株式會社（神奈川縣川崎町）九月十日會社員八百名中百五十名を解雇したが、病氣缺勤、老朽者又は入社後日尙淺き者多く、解僱方法として休職の形式を取つた。而して休職期間は一ヶ月乃至六ヶ月にて之に本給を給し、定期功勞休職者（十五々年以上勤続者數名）にして

休職六ヶ月以上に及ぶ時は俸給の四分一を給與して豫備員に入れた。解雇手當は最低三ヶ月以上最高二十年以上勤続者には平均した俸給の卅五ヶ月分以上、之れに特別手當として最終給の卅ヶ月分以上を支給した。

各市吏員の淘汰

二月より四月に懸けて東京市が百數十名の市吏員を減首して世間の耳目を惹いたのを最も大なるものとして、京都市、仙臺市、金澤市、大垣市等に於ても注目すべき程の市吏員淘汰を行つたが、就中豊橋市にては市長彈劾書を市會議長の手元に差出した市吏員があつたので一時問題となり、其結果兵事課主任以下七名退職を見るに到つた。其後も各市に於て徐々に市吏員の淘汰が行はれて居たが、神戸市に於ては十一月十四日から十六日に亘り市役所、電氣局を通じて約七十數名の退職者を出して俸給生活者の膽を寒からしめた。

第四 組合運動其他

日本工人俱樂部の活動

大正九年末東京帝國大學工學部土木科出身者を中心として設立させた日本工人俱樂部は其後加入希望者頗る多く土木部のみにて本年三月までに既に千五百人を數ふるに至り、應用化學部に於ても會員募集に着手し電氣部に於ても三月十九日發起人會を開催した。而して機關雜誌工人を一月より發刊し同時に土木講習録を出して居る。其他購買組合、書物仲介等地方會員のため便宜を計つて居る外十五錢の手數料にて會員の職業紹介に盡力して居る。又調査部にては内務省北海道廳遞信省電氣局明治神宮造營局に於ける土木技術員標準俸給表を發表して一般雇傭員の參考に供して居る。尙同俱樂部發起人の有力なる一人永井了吉氏は内務省を辭して之れに全力を注ぐ事となつた。

S M U 組合の事業

S M U 俸給生活者組合にては從來周圍の商人の反對に對抗して東京市外池袋と市内小石川區駕籠町とに於て日用野菜類の廉賣を行つて來たが之れを閉鎖して三月七日か

ら自動車で野菜の巡廻販賣を開始するに至つたが之れは我國に於て始めて行はるゝ所のものである。又ゼネバの國際勞働事務局から四月四日付を以て産業調査參考資料として大戦以來の我國に於ける俸給生活者の生活状態に關する調査を依頼して來たので、同組合にては河津暹氏指導の下に會員堀英文氏を主査として以下五名の委員を擧げて調査に着手したが。調査の概要は大體次の如きものであつて、同組合自身、及び神戸所在の神戸海友會とを基本として調査する計畫である。

- 一、大戦以來我邦俸給者の生活状態に如何なる變化を生ぜしや就中左記諸點に對する觀察
(イ)住居に關する状態——稠密過剩、家賃騰貴、住宅難等及其理由(ロ)食糧に關する状態——制限、營養價值(ハ)生活費
- 二、賃銀の上に如何なる變化ありしや引例に依つて説明すること及賃銀の移動と生活費の移動との關係如何
- 三、勤務時間に關するもの
- 四、同盟罷業ありしとせば其數及其社會的影響如何
- 五、失業の理由及統計
- 六、報酬及方法に關するもの(イ)賃銀制度の

種別及如何なる割合にて夫等の制度が行はるるや(ロ)現存賃銀制度に對し俸給者側より如何なる異議ありや其理由如何(ハ)前項の問題に關し組合として何等かの論議ありや若し有りとせば有力なる資料を提出すべきこと(機關紙の發表又は大會に於ける議論等を指す)
(ニ)利益分配勞資協調に對する組合の態度其點に關する經驗

七、經濟恐慌の心理的及道德的觀察に關するもの
(イ)經濟恐慌が心理的又は道德的要素に影響すると思惟せば之を論說すること(ロ)不景氣の現象ありや(ハ)「戦争に對する倦怠」と云へる現象存在せりと認むるや(ニ)「企業的精神の衰退」が雇主中に生じたりと考察し得る點ありや若し然らば如何なる原因に歸すべきや
八、右に列擧せる諸現象に對し國家或は其他の公共團體若くは有志の發起に依つて執られたる諸政策ありや若し在りしとせば其効果の如何に就き事實的記述を求む

年末賞與概況

今年には財界の不振従つて財政緊縮を見たるため官界、實業界を通じて一般に年末賞與額も收縮せられ、二三年前の如く俸給の三年分宛も官界を出すやうな突飛な事はなくなつて來た。官界を見るに俸給月額額の十

割乃至十五割位が大多數を占め、公吏も東京大阪の如き大都市に於ても大體同様である。實業界に於ては二、三ヶ月分と云ふ處が大多數を占めて居るやうであるが、中には岡崎汽船會社の如く廿二ヶ月分乃至十二ヶ月分を出した處もないではないが、全く年末賞與なしで済ました處も決して少くないらしい。

今新聞紙が報じた處によつて参考のため記載すると、鐵道省は普通一ヶ月分位で最上は二ヶ月分位である。陸軍は將校十割、營外居住准士官下士十五割、營内居住准士官下士八割、雇員二十割、海軍は高等文武官十五割、判任官廿割である。大阪市は半ヶ月分以上二ヶ月分以下で神戸市は最高二ヶ月分、最低一ヶ月二分、平均一ヶ月六分位で同電氣局は最高二ヶ月一、二分最低一ヶ月四分平均一ヶ月八分位である、尙同市内小學校教員には最高一ヶ月分最低六割五分である。實業界に就ては鐘紡は平均六ヶ月分、三井物産最低四ヶ月半にて平均六ヶ月分、日本郵船平均四ヶ月分、三菱は三井物産と略同額、古河商事最低二ヶ月より六ヶ月、日本銀行五ヶ月平均、東京電氣、日本鋼管、淺野セメント、旭

硝子、淺野造船、富士紡績等が社員二ヶ月分乃至十ヶ月分職工十日乃至卅日分、味の素、日本蓄音器、明治製糖、鶴見木工、京濱電鐵等が社員一ヶ月乃至六ヶ月分職工一週乃至廿五日分、日英醸造、富士製鋼、日本製鋼、日本トラスコン、日本鑄造、東京灣埋立等では社員平均二ヶ月分職工平均十五日分である。

富山縣下新川郡魚津町郵便局で、同局の年末賞與が少額なため局員及び配達夫は不平を鳴らして居たが十二月卅一日局員二名を残す外突然同盟罷業をなし元日に至るも出勤せず充滿せる年賀狀を配達するに由なく局長を大狼狽せしめた事件があつた。